

委託予定期間：

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで（1年間）

委託内容：

〈建物維持管理業務委託〉

- ・ 自家用電気工作物保安業務
- ・ 消防設備保守点検業務
- ・ 警備業務
- ・ 温水ボイラー総合点検業務
- ・ 汚水処理施設維持管理業務
- ・ 空調機器設備保守点検業務
- ・ 公衆電気通信設備保守点検業務
- ・ 貯水槽清掃及びポンプ等点検業務
- ・ 庁舎等清掃業務
- ・ 植栽管理業務
- ・ 不快害虫等駆除業務

〈給食業務委託〉

- ・ 研修生等給食業務

申請資格：

1. 法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
3. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
4. 県から指名停止を受けていないこと。
5. 法人県民税、法人事業税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
6. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

(1) 企画書 (様式任意)

企画書には貴団体等の概要を記載した書類、役員名も載せてください。

(2) 提出部数

正本1部及び副本3部提出ください。

(3) 申請にあたっての留意事項

1. 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
2. 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
3. 申請書類その他提出された書類は、返却致しません。

(4) 提出先等

企画書は下記へ提出してください。

なお、郵便により送付する場合にあつては、申請期間最終日の午後5時15分までに必着となります。

〒893-0131 鹿屋市上高隈町 3811-1

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター 担当丸田

申請期間及び選定等の日程

(1) 申請期間及び選定等の日程

年 月 日	内 容
平成24年1月25日(火)～平成24年2月20日(日)	申請期間
平成24年3月1日	選定結果の通知

(5) 業務委託内容について

仕様書一覧の内容をご確認下さい。

なお、入札に係る質問は随時受け付けております。

問い合わせ先

電話 0994-45-3288 FAX0994-45-3258

Mail: kapic112@po3.synapse.ne.jp (担当 丸田)

仕様書一覧

	ページ
●建物維持管理業務	
・自家用電気工作物保安業務	1
・消防設備保守点検業務	2
・警備業務	4
・温水ボイラー総合点検業務	7
・汚水処理施設維持管理業務	10
・空調機器設備保守点検業務	11
・公衆電気通信設備保守点検業務	14
・貯水槽清掃及びポンプ等点検業務	16
・庁舎等清掃業務	17
・植栽管理業務	19
・不快害虫等駆除業務	23
●給食業務	
・研修生等給食業務	25

自家用電気工作物保安業務委託仕様書

社団法人九州電気管理技術者協会の定める保安業務受託規程第4章の規定に基づき別紙の鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター保安業務対象自家用電気工作物の点検及び試験を次により行う。

- 1 点検・試験を次のとおり行う。
 - ・月次点検（施設の運転を停止せず行う点検・試験） 毎月1回
 - ・年次点検（施設の運転を停止して行う点検・試験） 年1回（12月）
 - ・臨時点検（異常発生時の原因探求等） 発生に応じて点検を行う
- 2 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、委託者の通知に基づいて受託者は必要な応急処置・指導を行う。
- 3 適切に電気工作物の維持及び運用がなされるよう指導助言を行う
- 4 電気工作物の設置又は変更の工事について電気の保安に係る必要な指導助言を行う。
- 5 受託者は、毎月の点検及び年次点検が終了したときは、遅滞なく社団法人九州電気管理技術者協会が定める点検測定記録表及び非常用予備発電設備点検表を委託者に提出すること。

別紙

保安業務対象自家用電気工作物

受 電 設 備	非 常 用 予 備 発 電 装 置																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">設置場所</td> <td>受電室</td> </tr> <tr> <td>受電設備の容量</td> <td>300KVA</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">単相</td> <td>50KVA (2台)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3相</td> <td>150KVA (1台)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3相</td> <td>50KVA (1台)</td> </tr> <tr> <td>機種</td> <td>標準タイプ</td> </tr> <tr> <td>受電電力</td> <td>195KW</td> </tr> <tr> <td>受電電圧</td> <td>6,600V</td> </tr> </table>	設置場所	受電室	受電設備の容量	300KVA	内訳		単相	50KVA (2台)	3相	150KVA (1台)	3相	50KVA (1台)	機種	標準タイプ	受電電力	195KW	受電電圧	6,600V	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">設置場所</td> <td>受電室</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>定格容量 28KVA</td> </tr> <tr> <td>(一式)</td> <td>定格電圧 220V</td> </tr> </table>	設置場所	受電室	発電機	定格容量 28KVA	(一式)	定格電圧 220V
設置場所	受電室																								
受電設備の容量	300KVA																								
内訳																									
単相	50KVA (2台)																								
3相	150KVA (1台)																								
3相	50KVA (1台)																								
機種	標準タイプ																								
受電電力	195KW																								
受電電圧	6,600V																								
設置場所	受電室																								
発電機	定格容量 28KVA																								
(一式)	定格電圧 220V																								

消防設備保守点検業務委託仕様書

1 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターにおける消防設備に係る保守点検は、次により業務を行うものとする。

総合点検（消防設備の全部若しくは一部を作動させ、又は当該設備を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、消防法で定める基準に従い年1回確認する）

9月 1回

外観点検（消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を消防用設備等の種類等に応じ、消防法で定める基準に従い年1回確認する）

3月 1回

2 受託者は、消防用設備等の点検を終了したら遅滞なく消防法に規定する消防用設備等点検結果報告書を1部、委託者へ提出すること。

3 委託者は、別に定める消防設備に係る図面を呈示しなければならない。

消防用設備保守点検対象機器内訳

自動火災報知設備	受信機P型1級30回線 作動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙式スポット型感知器 発信器P型1級 電鈴 表示灯 電源装置 消火栓起動装置	1台 115個 20個 37個 10個 20個 10個 1式 1台
誘導灯	避難口・通路	59灯
消火器	粉末ABC	34本
防火・防排煙	連動制御盤10回線 防火扉 予備電源 絶縁測定	1台 8面 1式 1式
屋内消火栓	加圧送水装置 呼水装置 1号消火栓 ポンプ操作盤 放水テスト 常用電源 絶縁測定	1台 1個 4個 1台 1式 1式 1式

警備業務委託仕様書

第1 (警備対象)

- (1) 対象物 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター (管理棟, 研修棟)

第2 (目的)

この警備は対象物の火災, 盗難を防止するとともに, その他の不良行為を排除し, 委託者の財産の保全を図ることを目的とする。

第3 (警備任務)

- 1 火災, 盗難及び不良行為の拡大防止
- 2 事故感知時における関係先への通報, 連絡
- 3 警備実施事項の報告

第4 (警備方法)

総合ガードシステム

第5 (警備運営上の権限)

委託者は, 受託者に対し警備業務遂行のために必要な警備上の権限を付与するものとする。

第6 (警備基準時間)

通常 (休館日以外)

1 7時15分から翌日の8時30分まで

休館日 (毎週月曜日, 月曜祝日の場合は火曜日, 12月29日から1月3日まで)

8時30分から翌日の8時30分まで

第7 (警備実施期間)

- 1 前条警備担当時間内において, 警備対象物が無人化の状態にあるときとする。
- 2 委託者から警報装置作動の信号を受けたときに始まり, 委託者からの警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる間の時間とする。

第8 (警備実施要領)

1 警備装置

(1) 警報装置

警備対象物で発生した異常事態を受託者のガードセンターへ自動的に通報する機能を有する。

(2) 受託者のガードセンター

受託者は, 警備実施期間中, 警報受信装置を間断なく監視するとともに常に機動隊との連絡を保持する。

(3) 機動隊

常に受託者のガードセンターと連絡を保持し, 警備対象物の異常事態に備える。

2 警備開始時と終了時の取扱

(1) 警備開始時の取扱

① 委託者における取扱

ア 委託者の最終退館者は, 防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし, 確認ランプで各種警報機のセット状況を確認する。

イ 次に最終退館者は、退館者口を施錠した後、外部に設置したキーボックスの電源及び回路を確認し、ON（警戒）の状態にセットする。

② 受託者のガードセンターにおける取扱

キーボックスの操作により自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し警備を開始する。

(2) 警備終了時における取扱

① 委託者における取扱

委託者の最初の入館者は、入館前に外部に設置したキーボックスをOFF（解除）にセットする。

② 受託者のガードセンターにおける取扱い

キーボックスの操作により自動的に表示されるOFF（解除）の信号を確認し警備を終了する。

3 警備実施時間中における委託者の入館

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

(1) 委託者の届出の緊急連絡者は、受託者に対し警備中断の申し入れを行い、キーボックスを操作した後、委託者の責任において処理するものとする。

(2) 委託者の臨時入館中の警備は、委託者の責任において実施する。

第9（異常事態発生時における受託者の処置）

1 警報受信装置により委託者の警備対象物に異常事態が発生したことを確知したとき、受託者は、機動隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

2 警備対象物に到着した機動隊は、異常事態を確認後、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先に通報する。

3 あらかじめ届出のある委託者の当該緊急連絡者へ連絡する。

第10（事故報告書の提出）

警備実施期間中に事故等が発生したときは、受託者は事故報告書を委託者の警備責任者に提出する。

第11（鍵の預託）

警備実施に必要な鍵は、委託者、受託者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重な取扱と保管を行うものとする。

第12（警報装置の保守点検）

委託者に設置された警報装置の機能については、受託者は適宜保守点検を行うものとする。

第13（委託者の緊急連絡者名簿の提出）

1 委託者は受託者に対し、あらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。

2 緊急連絡者名簿に変更があるときは遅滞なく文書をもって通知する。

第14（警備業務委託終了届）

警備業務委託終了届は、別記様式のとおりとする

別記様式

平成 年 月 日

鹿児島国際交流協力センター 様

受託者

住 所

氏 名

印

警備業務委託終了届

このことについて、 月分の警備業務委託を終了したので、下記のとおりお届けします。

記

- 1 緊急警備出動回数
- 2 その他特記事項

温水ボイラー総合点検業務委託仕様書

1 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターにおける温水ボイラー総合点検業務は、年3回実施することとし、次により行うものとする。

2 整備内容

(1) バーナー分解整備

ノズルチップ

ストレーナー、旋回溝、穴の詰まり、汚れの掃除をする。

油電磁弁

弁こしの漏れ、異常温度上昇、異常音の点検を行う。

オイルギアポンプ

内部のストレーナーの掃除、異常温度上昇、異常音の点検を行う。

噴霧油圧

設定油圧に変化がないか点検を行う。

送油管アセンブリ

漏れ、損傷がないか点検を行う。

油圧シリンダー

漏れ、作動に異常がないか点検を行う。

エアーダンパー

開度のずれ、締め付けネジ類に異常がないか点検を行う。

バーナーモーター

異常温度上昇、異常音、振動などがないかなどの点検を行う。

ファン

異常音、振動などがないかなどの点検を行う。

イグニッショントランス

異常温度上昇がないかの点検を行う。

ノイズトロール

損傷、吸込口に詰まりがないか点検を行う。

ボルト、その他ネジ類

損傷、紛失、ゆるみがないか点検を行う。

(2) 安全装置

プロテクトリレー

作動に異常がないか点検を行う。

温度制御装置

設定値のずれ、作動に異常がないかの点検を行う。

(3) 燃料供給設備

オイルタンク関係

油面計の点検及び漏れ、損傷の有無の点検を行う。

オイル配管関係

漏れ、損傷の有無の点検を行う。

オイルストレーナー

汚れ、詰まりの掃除及びフィルターの損傷点検を行う。

(4) ボイラー本体，煙導，煙突

外面

漏れ，変色，亀裂，その他の異常がないかの点検を行う。

伝熱面，デフレクター

燃焼室，伝熱面の煤塵を掃除する。

煙導，煙突

損傷の有無，過剰加熱，通風状態の点検を行うとともに煤塵を掃除する。

防食食用Mg棒

防食対策として取替を行う。

電気防食装置

防食電位の測定及び薬註装置の点検を行う。

(5) 点検完了後の試運転

燃焼調整

煙濃度，CO₂の測定及び調整，排ガスの測定を行う。

3 調整報告書は，別記様式のとおりとする。

別記様式

平成 年 月 日

鹿児島国際交流協力センター 様

住 所

氏 名

印

調 整 報 告 書

このことについて、 月にボイラー点検・調整を下記のとおり終了しましたので
お届けします。

記

作 業 内 容							
点 検 結 果							
点 検 事 項							
V 点検異常なし	W 分解	ケージ圧力				フレイム電流 P M μ	
B 清掃	A 調整	煙濃度	L	HI	A		
△ 修理	× 取替	CO	L	HI	PP	O2	L HI %
		M				CO2	L HI %
缶 体		ガスバルブ				温度制御装置	
ビーカーロール		ガス圧レギュレータ				水位制御装置	
ノズルチップ		ガストレーン				感 震 器	
フレイムホルダー		#アンカカップニ				排煙監視装置	
油 電 磁 弁		エアースイッチ				自 動 制 御 盤	
オイルギアポンプ		バーナーモータ				配 線 関 係	
噴 霧 油 圧		フ ァ ン				オイルタンク関係	
送油管アセンブリ		イグニッショントランス				オ イ ル 配 管 関 係	
油圧シリンダー		バーナーノズル部				オ イ ル ス ト レ ナ ー	
エアーダンパー		ノイズトロール				油 面 制 御 装 置	
カップリング		ボルト,ビス,ゆるみ				吸 気 ・ 換 気 装 置	
パイロットエアチューブ		燃 焼 状 態				ガ ス 配 管 関 係	
フレイムロッド		プロテクトリレー				ス ト レ ナ ー	

汚水処理施設維持管理業務委託仕様書

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターにおける汚水処理施設の維持管理については、次により業務を行うものとする。

施設の概要

型 式 接触ばっき方式 145人槽
汚水量 31m³ /日

- 1 受託者は、毎月2回汚水処理施設の点検及び放流水の水質検査を行い、その結果を合併処理浄化槽維持管理カードで報告を行うものとする。

放流水質 BOD 30mg/l以下
SS 50mg/l以下

- 2 受託者は年1回、3月末までに水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数について、浄化槽法施行細則に定める濃度計量証明書を提出すること。
- 3 合併浄化槽維持管理カードは、鹿児島県浄化槽事務取扱要領に定める様式とする。

空調機器設備保守点検業務委託仕様書

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターにおける空調機器設備の保守点検については、次により業務を行うものとする。

1 空調設備の整備内容

各空調機は、清掃した後下記項目の点検、調整を行うこと。不備箇所は整備を行うこと。

(1) 標準点検項目

- ① 空調機器及びフィルターの清掃。
- ② 冷媒系統に漏れがないこと。
- ③ 電気系統
 - ア 機器、計器、制御機、配線の取付けに緩み、変形、変色、発錆、発熱、異臭等がないこと。
 - イ 電気絶縁、電圧、電流値が規定内であること
 - ウ 計器、制御機の設定値、精度、動作が正常であること。
- ④ 機器の取付けボルト、Vベルト等に緩み、異音、異常振動、変形、発熱、異臭等がないこと。
- ⑤ フィルター、エレメントは詰まり、汚れ、劣化がないこと。
- ⑥ 制御盤、空調機等カバーに変形、変色、発錆等不具合がないこと。

2 整備対象機器

(1) 管理棟

- | | |
|----------------|-----|
| ① 空冷ヒートポンプエアコン | 9台 |
| ② ルームエアコン | 2台 |
| ③ 空調換気扇 | 5台 |
| ④ 天井換気扇 | 11台 |
| ⑤ 斜流ファン | 4台 |

(2) 研修棟

- | | |
|----------------|----|
| ① 空冷ヒートポンプエアコン | 5台 |
| ② ルームエアコン | 1台 |
| ③ 空調換気扇 | 6台 |
| ④ 天井換気扇 | 6台 |

(3) 宿泊棟

- | | | |
|----------------|-------|--------|
| ① ビル用マルチエアコン | 室外機5台 | 室内機27台 |
| ② 空冷ヒートポンプエアコン | 6台 | |
| ③ ルームエアコン | 3台 | |
| ④ スポットエアコン | 4台 | |
| ⑤ 空調換気扇 | 36台 | |
| ⑥ 天井換気扇 | 42台 | |
| ⑦ 壁型換気扇 | 12台 | |
| ⑧ 斜流ファン | 6台 | |

3 点検回数等

点検は、冷房切替時及び暖房切替時の年2回実施すること。

4 冷暖房設備点検整備報告書は、別記様式のとおりとする。

5 委託者は、別に定める空調機設備に係る図面を呈示しなければならない。

別記様式

冷暖房設備点検整備報告書

機器NO			型 式		
設置場所			室 内		
機 種			室 外		
点検整備項目	点 検 要 領	測 定 値		機器状態	
温度測定	温度計にて (外気温 ℃)	室内機	吹出空気	℃	
			吸込空気	℃	
		室外機	吹出空気	℃	
			吸込空気	℃	
	サーミスタにて	吐出ガス温度		℃	
		吸入ガス温度		℃	
主電源電圧	相間電圧 (定格±10% 以内)	R-S		V	
		S-T		V	
		T-R		V	
総合運転電流	クランプメータ ー (定格 A)	R		A	
		S		A	
		T		A	
絶 縁 抵 抗	500V メガテスター	圧縮機モーター		MΩ	
		ファンモーター		MΩ	
エアークリッター		水洗い清掃			
吹出・吸込口		ウエス等で清掃			
ドレンポンプ・スイングルーバー		動作チェック			
ファンモーター・軸受		音、振動、注油、ベルト張りチェック			
冷媒系統		ガス漏れ、振動チェック			
操作スイッチ		動作、表示チェック			
サーモスタット		動作チェック			
圧縮機		音、振動、発熱状態チェック			
室外機	フレーム・外板		腐食状態チェック、清掃		
	フィン		腐食状態チェック、清掃		
	ファン		音、振動、腐食状態チェック		
四路切替弁・膨張弁		動作チェック			
ドライヤー・フィルター		つまり、異常の有無			
電装品・配線等		端子のゆるみ等のチェック			
特記事項 (要注意, 不良の状況等)					

公衆電気通信設備保守業務委託仕様書

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターにおける公衆電気通信設備の保守業務は、次により業務を行うものとする。

機器の概要

電子交換機	1台
多機能電話機	10台
一般電話機	37台
局線表示盤	1台

- 1 受託者は、障害の有無にかかわらず、年4回（3ヶ月に1回）技術員を派遣し、常時良好な通話状態の保守管理に努めること。
- 2 受託者は、委託者から不時障害発生の連絡を受けたときは、ただちに技術員を派遣し修理にあたること。
- 3 業務の執行に付随する部品代は受託者の負担とする。
- 4 保守点検表は、別記様式のとおりとする。
- 5 委託者は、公衆電気通信設備に係る図面を呈示しなければならない。

別記様式

平成 年 月 日

鹿児島国際交流協力センター 様

住 所
氏 名 印

保 守 点 検 表

このことについて、下記のとおり ・四半期分の業務を終了しましたのでお届けします。

点検日 平成 年 月 日						
交 換 機 主 装 置	発 信 音		着信転送		電 源	
	局 発 信		内線相互		バッテリー	
	局 着 信		M D F		絶 縁	

電話機・端末機器点検

内線	結果	備考	内線	結果	備考	内線	結果	備考
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
	正常・不良			正常・不良			正常・不良	
特記事項								

貯水槽清掃及びポンプ等点検業務委託仕様書

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターにおける貯水槽清掃及びポンプ等点検については、次により業務を行うものとする。

1 作業内容は、次のとおりとする。

(1) 清掃業務

受水槽 年1回(2月)

(2) 点検業務

貯水槽, 井水ポンプ, 給水ポンプ, 滅菌機設備について 月1回

(3) 水質検査 月1回

・ 施設の概要

井戸, 機械室	井水ポンプ		1基	
管理棟 横	受水槽	ステンレス製	1基	30t
機械室	滅菌装置	2基 1槽	1組	
機械室	給水ポンプ	宿泊棟	2基	
機械室	給水ポンプ	管理, 研修棟	2基	

2 作業結果の報告

受託者は、作業結果を次のとおり、委託者へ報告しなければならない。

(1) 清掃業務 社団法人全国飲料水槽維持管理協会が定める貯水槽清掃報告書に清掃の状況を写した写真を貼付し報告すること。

(2) 点検業務 社団法人全国飲料水槽維持管理協会が定める貯水槽保守点検報告書により報告すること。

(3) 水質検査 社団法人鹿児島県薬剤師会が定める浄水水質試験(検査)結果書により報告すること。

3 図面の呈示

委託者は、別に定める貯水槽等に係る図面を呈示しなければならない。

庁舎等清掃業務委託仕様書

1 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターにおける庁舎等の清掃は、次により業務を行うものとする。

- (1) 受託者は、業務を執行するに当たり作業員を1名以上当センターに常駐させなければならない。
- (2) 作業時間は、9時から16時までとする。
- (3) 受託者は、作業員の労務管理やサービス管理について、適切に対処しなければならない。
- (4) 受託者は、作業員の災害については、労働者災害保険法に係る必要な経費を負担しなければならない。
- (5) 作業員は、原則、毎週月曜日、月曜日が祝日の場合は火曜日、12月29日から1月3日までを除いた日に作業を行うものとする。
- (6) 受託者は、作業員を別添の清掃作業年間工程表に基づき、従事させなければならない。

なお、受託者は年間の作業工程について年度当初に委託者と協議を行わなければならない。

- 2 塵及び危険物は、受託者の責任でセンター内の決められた場所まで搬出すること。
- 3 受託者は、宿泊者の使用したシーツのクリーニングを甲の指定する取引業者に依頼すること。毛布や布団などについても同様に必要に応じ甲と協議の上、依頼すること。但し、クリーニング費用は甲の負担とする。
- 4 受託者は、消耗品（石鹸・トイレトペーパー）を補充すること。但し、消耗品は甲の支給品とする。
- 5 受託者は利用者および宿泊者が忘れていったものについては甲に報告・引渡しを行うこと。
- 6 マットカバーの整頓（シーツ、布団などのクリーニングは含まない）
チェックアウト後のマットカバーが皺になっているのを直すこと。
- 7 大浴場のバスマットを使用後に洗濯すること、また、部屋のカーテンを年2回洗濯すること。
- 6 業務実施状況報告書
業務実施状況報告書は、別記様式のとおりとする。

別記様式

平成 年 月 日

鹿児島国際交流協力センター 様

受託者

住 所

氏 名

印

庁舎等清掃業務委託終了届

このことについて、 月分の清掃作業を終了しましたのでお届けします。

植栽管理業務委託仕様書

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターにおける植栽管理に係る業務は、次により行うものとする。

1 作業工程

植栽管理作業は、別紙の「植栽管理作業計画書」により行うものとする。

2 作業内容

作業内容は、つぎのとおりとする。

(1) 芝刈り

刈草は、敷地外で処分すること。

(2) 剪定

作業時期については、研修実施に支障がないよう事前に委託者と協議すること。

(3) 薬剤散布

時期等について事前に委託者と協議を行い、危険防止に努めること。

(4) 施肥

施肥方法、時期等については、事前に委託者と協議を行うこと。

3 業務実施状況報告書

業務実施状況報告書は、別記様式のとおりとする。

別記様式

平成 年 月 日

鹿児島国際交流協力センター 様

受託者

住 所

氏 名

印

業務実施状況報告書 (第 四半期分)

植栽管理業務委託に係る 四半期分の作業が終了したので、写真を添えてお届けします。

区 分		月	月	月
芝面	芝刈り 除草 施肥 防除			
剪定	高木 9 2 中木 1 3 1 低木 545m2			
施肥	高木 1 3 1 中木 1 7 1 低木 545m2			
除草	樹木周辺 (635m2)			
薬剤散布	高木 1 3 1 中木 1 7 1 低木 545m2			
敷地斜面草刈り (2, 0 3 0 m2)				

(別紙)

植 栽 管 理 作 業 計 画 書

区 分	月 別 作 業 計 画												備 考		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
芝 生 管 理	芝刈り		○	○		○	○		○					年5回	
	除 草				○			○						年2回	
	施 肥					○									
	防 除			○											
樹 木	剪 定	(31本) 高 木													
		(41本) 中 木							○						
		低 木 (545m ²)		○											
	施 肥	(71本) 高 木								○					
		(81本) 中 木								○					
		低 木 (545m ²)								○					
	除 草	樹木周辺		○	○		○	○	○					年5回	
	薬 劑 散 布	(71本) 高 木			○										
		(81本) 中 木			○										
		低 木 (545m ²)			○										
敷地斜面草刈り (2,030m ²)			○	○		○	○		○					年5回	

(別紙)

平成 年 月 日

鹿児島国際交流協力センター 様

受託者
住 所
氏 名

印

委 託 業 務 終 了 届

このことについて、下記業務が終了したので、お届けします。

記

不快害虫等駆除業務委託仕様書

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターにおける不快害虫等の駆除については、次により業務を行うものとする。

- 1 駆除の対象施設は、管理棟、研修棟、宿泊棟及びその他付属建物とする。
- 2 補虫器を事務室に1台、レストランに3台、厨房に3台設置すること。
- 3 捕虫紙交換を5月、7月、8月、9月、11月、1月、3月に行うこと。
- 4 ネズミ防除を5月に実施し、以後、隔月に1回点検を行うこと。点検の結果、異常があれば防除作業を実施する。
- 5 全館駆除を6月に行うこと。
- 6 食堂と厨房については、全館駆除のほかに9月と2月に駆除を行うこと。
- 7 環境衛生保守施工完了報告書は、別記様式のとおりとする。

別記様式

平成 年 月 日

鹿児島国際交流協力センター 様

住 所

氏 名

印

環境衛生保守施工完了報告書

このことについて、下記のとおり 回目の保守施工を完了しましたのでお届けします。記

施工日時 平成 年 月 日

施 工 内 容	◇定期 ◇重点施工 ◇検査 ◇薬剤補充 ◇その他()			
防 除 対 象				
実 施 場 所	対 象	生息状況	使 用 薬 剤	処 理 法
施工前調査時 生息状況号	(A) いない (B) いる (C) 多い (D) 大変多い			

特記事項

研修生等給食業務委託仕様書

1. 委託目的

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターを利用する研修生等に対して、新鮮で良質かつ安全で安心な食事を調理提供し、利用者の利便性を図ることを目的とする。

2. 契約期間

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

3. 委託実施場所

鹿児島県鹿屋市上高隈町 3811-1 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター宿泊棟厨房及びレストラン

4. 給食業務の内容

給食業務には、食材の調達から調理・盛付・配膳・下膳・食器洗浄、及び、厨房並びにレストランの設備管理これに付帯する全ての業務を含む。また、委託業務に従事する者の責任及び給食業務・事務業務遂行に関する一切の責任を含む。

(1) 食事の提供方法等

- ① 給食業務の実施にあたっては、明るく元気な雰囲気づくりに配慮するとともに、利用者に対して、真心のこもった優しさと温かみのある接客を努める。研修生等に対して実施したアンケート調査の結果に基づいて、受託者は常に給食業務の改善を行うものとする。
- ② 受託者は、栄養バランスに配慮して給食業務を行うとともに、鹿児島県産の特色ある食材、旬の食材をできるだけ取り入れ食事を提供する。
- ③ 受託者は、委託者が提示する研修計画に基づき、献立表を当該研修の 3 日前までに委託者に提出する。
- ④ 受託者は、食物アレルギーや宗教上の理由による忌避食物について、配慮する。
- ⑤ 食事の提供は、セルフサービス方式とする。

(2) 対象者

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターを利用し、食事を希望するすべての人を対象とする。

(3) 食事提供の時間

朝食： 7:30～ 8:30
昼食： 12:00～13:00
夕食： 18:00～20:00

(4) 食費

食費は、受託者が徴集することとし、食事の税込み単価は次のとおりとする。受託者は、食費の全てを材料代へ充てるものとする。

朝食： 350 円
昼食： 500 円
夕食： 600 円

他にパーティー食、外国料理等特別食に掛かる食費

(5) 食事提供日

食事を提供する日は、次の日を除く毎日とする。

① 休館日

② 研修生等のいない日

ただし、上記①・②で食事を提供する必要がある場合は、両者協議するものとする。

5. 従業員

(1) 調理師資格を有するもの及び調理員等その他の従業員を確保するものとする。

(2) 受託者は、繁忙期など必要に応じて、本部から人員の派遣を行うなど十分な支援体制を構築するものとする。

(3) 給食業務中は、身だしなみに注意し、常に礼儀正しく丁寧な言動及び態度をもって勤務し、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターのレストランとして品位及び秩序の維持に努めるものとする。

(4) 受託者は、給食業務にあたり、従業員のための各種保険に加入するものとする。

(5) 受託者は、従業員の氏名・住所・生年月日・調理師免許番号を記載した名簿及び履歴書を委託者に提出し、変更が生じた場合は速やかに届け出るものとする。

6. 従業員の教育・研修

受託者は、従業員に対して、次の教育・研修を行うものとする。

(1) 日々の朝礼及びミーティングの実施

(2) 週1回の反省会の実施

(3) 月1回の月例会の実施

(4) 4半期に1回の責任者衛生研修会の実施

(5) 年1回の食品安全衛生研修会の実施

7. 経費の負担

(1) 委託者が貸し付けた物件等の修理に関する費用は、委託者の負担とする。ただし、故意に破損した場合又は受託者の過失により破損した場合には、受託者が負担するものとする。

(2) 給食業務にかかる水道・電気及びガスの使用料は委託者の負担とする。受託者は、水道・電気及びガスの使用にあたって、無駄をなくし、効率的に使用する。

(3) 給食業務上、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター又は第三者に損害を与えたときは、受託者の責任において、その損害を賠償するものとする。

(4) 給食業務にともなうゴミ（事務所含）の処理については、受託者が処理する。

(5) 厨房用消耗品は受託者が購入し、調理に必要な調味料等は食費から賄うものとする。

(6) 受託者の都合で料金徴収などの事務を委託者に依頼する場合は、事務代行手数料として食費の2%相当額を委託者に支払うものとする。

8. 衛生・健康・防火管理

(1) 給食業務を行うにあたり、厨房及びレストラン内は常に清潔に保ち、食品衛生法、その他給食等に関する法令、規則等を遵守するものとする。

(2) 受託者は、従業員の採用にあたっては、心身ともに健康なものを採用し、毎年1回以

上の健康診断を受けさせ

せるとともに、毎月1回の検便を受けさせるものとする。

(3) 受託者は、火気責任者を決め、火災防止に努める。

9. 報告

(1) 受託者は、別添第1号様式に基づいて、翌月5日まで委託者に委託業務実施報告書及び委託業務終了届を提出する。

(2) 受託者は、委託者の要請に応じて、ミーティングに出席し、給食業務に関する報告を行う。

10. 物販

物販については、研修生等のニーズを踏まえて、別途、委託者と受託者が協議するものとする。

11. その他

(1) 受託者は、調理師の免許証を目のつくところに掲示する。

(2) 受託者は、調理業務にあたり食品営業共済保険に加入する。

(3) 給食業務が、年度当初(4月1日)から実施することができるように、受託者が年度間で異なる場合は、円滑な引継ぎができるようにする。

(4) 給食業務を行うために必要な厨房等の施設、厨房器具及び食器等については、無償で貸し付けるものとする。

(5) 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの日本料理教室やイベントへの協力依頼要請等があった場合には、給食業務に支障のない範囲でできる限り協力する。

(6) 10日以上長期滞在者へは、可能な範囲で変化が出るような給食対応に心がける。また、外国人研修者については両者協議の上調味料、味付の工夫をする。なお、給食対応が食費を上回る場合は鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターが対処する。

(7) その他必要な事項については、両者協議して実施するものとする。

以上

別添第1号様式

委託業務実施報告書

平成 年 月 日

鹿児島国際交流協会センター 殿

受託者

住所

氏名

研修生等給食業務委託に係る 月分の給食業務実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 給食実績

研修生給食提供数

区分	給食提供数			区分	給食提供数		
	朝食	昼食	夕食		朝食	昼食	夕食
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				計			

2. 衛生管理

(1) 食堂等の清掃実施の状況 ()

(2) 従業員の健康管理 検便実施 (日)

(3) その他 害虫駆除 ()

3. 厨房用物品の管理状況 ()

4. その他報告事項 ()

委託業務終了届

平成 年 月 日

鹿児島国際交流協力センター 殿

1. 事業名 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター研修生等給食業務

2. 履行期限 平成24年4月1日～平成25年3月31日

上記の事項について（ 月分）を終了しましたのでお届けします。

受託者
住 所
氏 名